

PFI事業者等が付す保険等

## 海上保安庁鹿児島港給油施設等整備等事業におけるPFI事業者等が付す保険等

鹿児島港給油施設等整備等事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）第9条及び第28条の定めるところにより鹿児島港給油施設等整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、PFI事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下の通りとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、PFI事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、事業契約書別紙2に記載する用語の定義に定めるところによる。

### 第1 設計、建設工事、工事監理の履行に係る保険

PFI事業者又選定企業は、設計、建設工事、工事監理の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を設計・建設工事履行保証保険以外の方法により行う場合には、設計・建設工事履行保証保険の付保の必要はない。

#### 1 保険名称

設計・建設工事契約履行保証保険

#### 2 保険内容

PFI事業者又は設計企業及び建設企業並びに工事監理企業の契約不履行により事業契約が解除されたことにともない、PFI事業者が海上保安庁に支払うべき違約金を担保する。

#### 3 付保条件

- ① 保険の契約期間は、最初の施設整備業務契約の締結日から引渡日までとする。
- ② 契約者は、原則としてPFI事業者とし、設計企業及び建設企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ海上保安庁を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、本件工事費等（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上とする。なお、PFI事業者又は設計企業、建設企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

### 第2 建設業務に係る保険

#### 1 建設工事保険

##### (1) 保険名称

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

## (2) 保険内容

建設工事保険とは、建物の建築工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）

## (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。
- ② 保険期間は、本施設の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、PFI事業者又は建設企業とする。
- ④ 被保険者は、PFI事業者、設計企業、工事監理企業、建設企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、ならびに海上保安庁を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、本件工事費（消費税を含む。）とする。
- ⑥ 建設工事保険の自己負担額は10万円/1事故以下とする。
- ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。

## 2 第三者賠償責任保険

### (1) 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

### (2) 保険内容

工事遂行に伴って派生した第三者（海上保安庁及びその職員、来庁者、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。また、建設工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

### (3) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっているすべての工事を対象とする。
- ② 保険期間は、本施設の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、PFI事業者又は建設企業とする。
- ④ 被保険者は、PFI事業者、設計企業、工事監理企業、建設企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 建設企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 免責金額は5万円/1事故以下とする。

## 第3 維持管理・運營業務に係る保険

### 1 保険名称

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

## 2 保険内容

本庁舎の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（海上保安庁の職員、来庁者、見学者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

## 3 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする（既存施設を除く）。
- ② 保険期間は、本施設の供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、PFI事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- ④ 被保険者は、海上保安庁、PFI事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ⑤ PFI事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。